



山形県公報

平成18年11月17日(金)
第1793号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

家畜伝染病発生の届出.....(工コ農業推進課)...1447  
 国土調査の成果の認証.....(農村計画課)...1448  
 同.....(同)...同  
 同.....(同)...同  
 同.....(同)...同  
 同.....(同)...1449  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...1450  
 開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...同  
 同.....(同)...同

### 公安委員会関係

#### 規 則

警備業法施行細則の一部を改正する規則.....1451

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)...同  
 監査の結果に基づき講じた措置の公表.....(監査委員)...1452

## 告 示

### 山形県告示第1035号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成18年11月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発 生 場 所       | 発 生 年 月 日  |
|----------|-------|-----------|----|---------------|------------|
| ヨ－ネ病     | 牛     | 患 畜       | 1  | 山形市上東山528     | 平成18.11. 7 |
| 同上       | 同上    | 同上        | 1  | 西置賜郡白鷹町十王4415 | 同 11. 8    |

## 山形県告示第1036号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年11月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
鶴岡市
- 2 調査を行った期間  
平成17年5月9日から平成18年9月21日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
添川の一部
- 5 認証年月日  
平成18年11月13日

## 山形県告示第1037号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年11月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
金山町
- 2 調査を行った期間  
平成15年5月9日から平成17年3月30日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
金山町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字上台の一部
- 5 認証年月日  
平成18年11月13日

## 山形県告示第1038号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年11月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
金山町
- 2 調査を行った期間  
平成16年5月6日から平成18年3月31日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
金山町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字朴山及び大字上台の各一部
- 5 認証年月日  
平成18年11月13日

## 山形県告示第1039号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年11月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称

金 山 町

- 2 調査を行った期間  
平成16年5月6日から平成18年3月31日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
金山町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字上台及び大字昭和の各一部
- 5 認証年月日  
平成18年11月13日

山形県告示第1040号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成18年11月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
温 海 町
- 2 調査を行った期間  
平成15年5月9日から平成17年3月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
温海町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字温海川の一部
- 5 認証年月日  
平成18年11月13日

山形県告示第1041号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年11月17日から同月30日まで縦覧に供する。  
平成18年11月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|-------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 山形市深町二丁目83番から<br>同 三丁目415番4まで | 旧    | 25.4メートル<br>?<br>17.0 | メートル<br>35 |
| 同 上                           | 新    | 29.8メートル<br>?<br>17.0 | 同 上        |

山形県告示第1042号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年11月17日から同月30日まで縦覧に供する。  
平成18年11月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 山形上山線
- 2 供用開始の区間 山形市深町二丁目83番から  
同 三丁目415番4まで
- 3 供用開始の期日 平成18年11月17日

山形県告示第1043号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年11月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成18年11月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 川西小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 西置賜郡小国町大字大石沢字宮脇389番1から<br>同 字畑944番9まで | 旧    | 20.7メートル<br>と<br>6.0  | メートル<br>997 |
| 同 上                                   |      | 64.0メートル<br>と<br>11.8 | メートル<br>943 |
| 同 上                                   | 新    | 20.7メートル<br>と<br>6.0  | メートル<br>997 |
| 同 上                                   |      | 93.0メートル<br>と<br>11.8 | メートル<br>943 |

山形県告示第1044号

次の開発行為は、完了した。

平成18年11月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成18年10月23日 指令村総建第5012号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字達磨寺字上宿86番2、86番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山形市江南三丁目19番21号 PASTORAL小嶋202号  
齋藤邦依  
山形市江南三丁目19番21号 PASTORAL小嶋202号  
齋藤千恵子

山形県告示第1045号

次の開発行為は、完了した。

平成18年11月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成18年11月6日 指令村総建第5016号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西村山郡大江町大字本郷字下夕原己301、丙336、丁391 - 2、丁392 - 1、丁392 - 2、丁391 - 3、己290 - 4、己290 - 5、己592 - 2、丁390 - 4、丁390 - 3、丙351 - 2、丙350、丙349、丙348 - 1、丙348 - 2、丙348 - 3、丙347、丙346、丙345 - 1、丙340 - 2、丙341、己299、丙347 - 1、己300、丙339 - 3、丙339 - 5、丙339 - 6、丙342、丙343、丁399、丙337、丙337先、丁392 - 1先、丙349先、丙342先、丙336先、丁392 - 1先、丙337先  
西村山郡大江町大字本郷字諏訪堂丙328 - 26、丙328 - 17、丙328 - 26先
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
西村山郡大江町大字左沢882番1  
大江町長

## 公安委員会関係

### 規 則

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月17日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第10号

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（昭和18年1月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（公安委員会が認める交通誘導警備業務）

第6条の2 検定規則第2条の表の5の項の上欄の規定により、山形県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとする。

| 路 線       | 区 間    |
|-----------|--------|
| 1 国道13号線  | 山形県の全域 |
| 2 国道47号線  | 山形県の全域 |
| 3 国道113号線 | 山形県の全域 |
| 4 国道121号線 | 山形県の全域 |
| 5 国道345号線 | 山形県の全域 |
| 6 国道348号線 | 山形県の全域 |
| 7 国道458号線 | 山形県の全域 |

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年11月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年11月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 ひなたぼっこ
  - (2) 代表者の氏名  
東海林 幸次郎

(3) 主たる事務所の所在地

村山市中央一丁目6番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者で働くことを希望し、一般の雇用が困難な人を利用させ、能力と適応に応じた作業訓練を通して社会参加及び自立更正を図るための各種事業を円滑に行うことを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から、平成18年10月17日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成18年11月17日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 佐 | 藤 | 藤 | 彌 |
| 山形県監査委員 | 田 | 辺 | 省 | 二 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 淳 | 二 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

| 監査対象機関      | 指 摘 事 項                                      | 措 置 の 内 容                                            |
|-------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 村山総合支庁総務企画部 | 物品の購入において、見積書の記載内容を十分に確認しないまま事務処理をしているものがある。 | 今後、契約事務の執行にあたっては、職員相互でチェックする体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。 |
| 村山総合支庁建設部   | 工事の施工において、別途発注とすべきものを設計変更で対応しているものがある。       | 今後、工事を発注する際は、適切な執行に努めてまいります。                         |